

仕 様 書

1 業務名

小学校高学年を対象にしたスポーツ能力発見会開催支援業務委託

2 業務の目的

習慣的に運動を実施していない児童や好きなスポーツ、適性のあるスポーツが分からない小学校高学年を対象に「スポーツ能力発見会」を実施し、自分の特徴（長所と課題）と向いているスポーツを分析し、スポーツとの出会いの場を提供することにより、挑戦したい競技や自分が好きなスポーツと出会って挑戦し始めた子どもたちを増加させることを目指す。

3 基本要件

本仕様書は、本業務の内容及び要件を定めるものである。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

本業務では、次の2つの業務に取り組むこととする。

- (1) 小学校高学年を対象にしたスポーツ能力発見会開催支援業務の企画・運営
- (2) 事業検証・分析、今後の施策の方向性の検討

- (1) 小学校高学年を対象にしたスポーツ能力発見会開催支援業務の企画・運営

目的	小学校高学年に対し、自分の特徴（長所と課題）と向いているスポーツを分析し、スポーツとの出会いの場を提供する施策について検証するための実証事業を実施する。
対象者	実証市町の小学生4～6年生の児童
参加者	600名（200名×3回）
参加費	無料
会場	県内3市町（市町ヒアリング後決定）
日程	広島県地域政策局スポーツ推進課が指定する日程※設営・撤収含む。
内容	①スタッフの手配 業務の運営を円滑に行うためのスタッフを必要人数手配すること。 ②測定機器の手配・設営 業務に必要な機材を手配し、設営を行うこと。 ③測定の実施 参加者の運動に係る技能・能力の測定のための項目を複数種目用意し、実施すること。 ④結果のフィードバック 測定した結果を即時集計し、全種目測定終了後速やかに参加者にフィードバックすること。 ⑤撤収 本能力発見会で手配した物品等については、能力発見会終了次第早急に撤去

	<p>すること。なお、ゴミの処理は県が行う。</p> <p>⑥広報の企画及び実施 スポーツ能力発見会の実施が対象学年の児童及びその保護者に広く伝わるように広報を企画し、実施すること。なお、企画内容は県と調整のうえ実施すること。</p> <p>⑦応募受付及び参加者の選定 参加応募の受付及び応募者が定員を超過した際の参加者の選定、当選者への連絡は、受託者が行う。</p> <p>⑧報告書の作成 能力発見会の様子を撮影した写真を含む実績が記録された報告書を作成すること。それと別に参加者の測定結果の一覧を作成すること。報告書および一覧は、事業完了後速やかに一部カラー印刷したものに加え、データでも提出すること。</p> <p>⑨参加者アンケートの作成等、追跡調査等支援</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・県の示す対象者を主たる参加者として設定する場合は、親子での参加など対象者外を含めた事業としてもよい。

(2) 事業検証・分析、今後の施策の方向性の検討

目的	<p>小学校高学年を対象にしたスポーツ能力発見会開催支援業務について、定量的な検証を行うとともに小学校高学年のスポーツ能力発見に向けた今後の施策の方向性について整理を行う。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート様式の検討 ・アンケート結果等検証事業の定量的分析、報告資料作成 ・次年度以降の検証事業の展開の方向性の提案

6 発注者への報告等

(1) 業務計画書の作成

受注者は、次の項目について業務計画書を作成し、発注者と協議の上、契約締結後速やかに提出するものとする。なお、受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

また、円滑に事業を実施するために、関係者と綿密に連携できる実施体制を構築すること。

ア 業務概要

イ 実施体制（緊急時の連絡体制を含む）

ウ 業務工程表（打合せ等の時期含む）

エ その他

(2) 進捗状況等報告

受託者は、月に1回以上、発注者と進捗状況の共有及び当月以降の業務計画に係る協議（オンライン可）を行うこと。

また、発注者から要求があった場合には、随時、速やかに進捗状況を報告すること。

(3) 成果物の提出

5（1）から（2）までの業務の実施状況や達成状況、次年度に向けた課題などをまとめた実績報告書を作成すること。

提出方法及び媒体については、広島県と協議の上決定するものとする。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

- ア 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。
ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- イ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

- ア 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- イ 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

9 再委託等の制限

受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に文書を持って協議し、承認を得なければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し県の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたって、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。